（令和８年４月１日現在）

支援金の受け取りまでのフローチャート（酒々井町）

犯罪被害者、遺族	千葉県警察	千葉県犯罪被害者支援センター（千葉ＣＶＳ）	酒々井町役場
①電話又は来所にて警察に相談・届出	佐倉警察署 警務課 043-484-0110		※被害者等が町に直接電話及び来所した際（警察に届出・相談する前）は、支援金の内容を説明し、佐倉警察署警務課へ案内します。
	②支援に係る早期援助団体への情報提供について同意確認		
③早期援助団体への情報提供について同意 ※早期援助団体への情報提供に同意しない場合は町に直接相談（⑧へ）	佐倉警察署 警務課 043-484-0110 ④早期援助団体へ情報提供	千葉県犯罪被害者支援センター 043-225-5450	
		⑤支援金の説明・希望確認 町への情報提供について同意確認	
⑥説明を受け、支援金の希望・町への情報提供について同意		千葉県犯罪被害者支援センター 043-225-5450 ⑦町へ情報提供	酒々井町役場 くらし安全協働課課 危機管理室 043-496-1164
			⑧支援金の対象か確認し、申請手続きを案内
⑨町へ申請手続き ※申請書にて関係機関への照会に関する同意あり			酒々井町役場 くらし安全協働課課 危機管理室 043-496-1164
	佐倉警察署 警務課 043-484-0110		⑩警察へ行政照会
	⑪照会受理・回答		酒々井町役場 くらし安全協働課課 危機管理室 043-496-1164
⑬支援金の受け取り			⑫支給決定・支給

犯罪被害者等からの相談に応じ、町からの支援に関する情報を提供するとともに、町の関係課や関係機関と連携し、必要な支援を適切に受けることができるよう、犯罪被害者等それぞれの状況に配慮した対応を行います。